

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
河原社会保険労務士事務所 河原 清市
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

労災の基本 → 休業補償について

休業補償給付

業務災害または通勤災害により傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないときに支給されます。

休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当額が支給されます。

それに、休業特別支給金が、(休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 20%相当額)支給されます。

支給の要件として、①業務上の理由又は通勤による負傷や疾病による療養のため

②労働することができない

③賃金を受けていない

休業補償給付 = 給付基礎日額の 60% × 休業日数

休業特別支給金 = 給付基礎日額の 20% × 休業日数

なお、休業の初日から第 3 日目までを待機期間といい、

この間は業務災害の場合、事業主は労基法第 76 条により休業補償を行わなければならない。

労基法

第 75 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

(休業補償)

第 76 条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の 100 分の 60 の休業補償を行わなければならない。

給付基礎日額とは、原則として、労基法の平均賃金に相当する額を言います。

労基法(平均賃金)

第 12 条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。

(具体的な計算方法) 例 1

従業員は月 20 万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、
労災事故が 10 月 1 日に発生した場合

1. 給付基礎日額を計算する

給付基礎日額とは、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。平均賃金とは、原則として、事故が発生した日(賃金締切日が定められているときは、その直前の賃金締切日)の直前3か月間にその労働者に対して支払われた金額の総額を、その期間の歴日数で割った、一日当たりの賃金額のことです。

(「賃金」には、臨時的支払われた賃金、賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。)

上記の例で給付基礎日額は、

$$\frac{20 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月}}{31 \text{ 日} + 31 \text{ 日} + 30 \text{ 日}} = 6,521.73 \text{ 円} = 6,522 \text{ 円}$$

(7月:31日、8月:31日、9月:30日)

(なお、給付基礎日額に1円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げます。)

2. 給付基礎日額を元に休業(補償)給付を計算する。

休業 4 日目以降について、労災保険から支給される 1 日当たりの給付額を計算すると、

保険給付 (6,522 円×0.6) = 3,913 円 20 銭……………(1)

特別支給金 (6,522 円×0.2) = 1,304 円 40 銭……………(2)

(1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てます。)

合計 (1) + (2) = 3,913 円 + 1,304 円

= 5,217 円 となります。

そこで、

10 月 1 日の午前中に労災事故を^{あい}遭い、その日の午後は病院で休むとします。

10 月 1,2,3 日で待機は完成しますので、4 日から 10 月一杯休むとします。

5,217 円×(31日-3日) = 5,217 円×28日 = 14 万 6,076 円が労災保険法から支給されます。---①

(週 5 日制の場合、土、日も休業補償は支給されます。)

事業主からは、労働者に補償する義務がある 3 日間の休業補償をしなければなりません。

労働者には、3,913 円×3 日分 = 1 万 1,739 円-----②

結果として、

①+② = 14 万 6,076 円 + 1 万 1,739 円

= 15 万 7,815 円が最終的に従業員に支給されます。

例 2

整形外科の先生の勤務態様は、週1勤務で、一日当たり 10 万円が支給されています。
1日、8日、15日、22日の勤務であるとして。

10月1日の午前中に労災事故を^{あい}遭い、その日の午後は病院を休むとします。

10月1,2,3日で待機は完成しますので、4日から10月一杯休むとします。

月は4週ありますので、1カ月では40万円支給されます。

この場合の平均賃金は、労基法第12条により、(労災保険法 様式第8号 別紙)

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{3カ月間の賃金総額}}{\text{3カ月間の労働日数}} \times 0.6 = \frac{40\text{万} + 40\text{万} + 40\text{万}}{4 + 4 + 4} \times 0.6$$

$$= \frac{120\text{万}}{12} \times 0.6 = 10\text{万} \times 0.6 = 6\text{万円}$$

平均賃金は1日当たり6万円となります。

$$\text{休業補償給付} = 6\text{万円} \times 0.6 = 3.6\text{万円} \dots\dots\dots(1)$$

$$\text{特別支給金} = 6\text{万円} \times 0.2 = 1.2\text{万円} \dots\dots\dots(2)$$

$$(1) + (2) = 4.8\text{万円}$$

$$4.8\text{万円} \times (31\text{日} - 3\text{日}) = 4.8\text{万円} \times 28\text{日} = 134\text{万}4,000\text{円が労災保険法から支給されます。} \dots\dots\dots(1)$$

(この整形の先生の場合、1週の6日間病院に勤務していなくても、7日間休業補償は支給されます。)

また、事業主は、労基法76条により、

労働者が最初に休んだ3日間は休業補償をしなければなりません。つまり、

$$6\text{万円} \times 0.6 \times 3\text{日分} = 3.6\text{万} \times 3\text{日} = 10\text{万}8,000\text{円} \dots\dots\dots(2)$$

結果として、

$$\text{①} + \text{②} = 134\text{万}4,000\text{円} + 10\text{万}8,000\text{円}$$

$$= 145\text{万}2,000\text{円が最終的に整形の先生に支給されます。}$$

